

袋井市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

準備及び後片付けの期間を除く工期のうち、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作に限り実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く期間をいう。

(3) 現場閉所

1つの工事現場でおおむね同時期に施工される関連工事（以下「関連工事」という。）を含めて1日を通して現場が閉所された状態（現場事務所における作業を含み、巡回パトロール及び保守点検等を行う場合を除く。）をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合において、各発注工事単位で1日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）がない状態をいう。

(5) 現場閉所（現場休息）率

対象期間における現場閉所等の日数（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。）の割合（現場閉所等の日数／対象期間日数）をいい、現場休息率の算出にあつては、現場休息の日数に現場閉所の日数を含むものとする。

(6) 4週8休以上

現場閉所（現場休息）率が28.5パーセント以上の場合をいう。

(7) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所（現場休息）率が25パーセント以上28.5パーセント未満の場合をいう。

(8) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所（現場休息）率が21.4パーセント以上25パーセント未満の場合をいう。

第3条 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む）の調整を適切に実施する。
- (4) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときには、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (5) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所（現場休息）率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められない場合には、現場閉所（現場休息）率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

当初の予定価格の設定において、4週8休以上を前提に、静岡県の定める「週休2日推進工事積算要領」及び「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。発注者は、現場閉所等の達成状況を確認し、4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満に該当する場合は、現場閉所等の状況に応じ、請負代金額を減額変更する。また、4週6休に満たない場合については、補正分全てを減額変更する。

第5条 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所（現場休息）率に応じて別に定める工事成績採点表の評定項目「創意工夫」により、次のとおり加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。

(3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

第6条 達成証明

4週6休以上の現場閉所等が確認された場合は、その達成状況を工事成績評定通知書により発注者から受注者に通知する。